

令和3年度第12回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和4年3月4日（金）

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案

議案第82号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第83号 特定農地貸付の承認申請について

議案第84号 農地の転用の許可の申請について

議案第85号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第86号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第87号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第88号 農用地利用集積計画について

議案第89号 農用地利用配分計画案について

報告

報告第53号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第54号 現況証明願について

報告第55号 農地の改良のための届出の受理について

報告第56号 農地の転用のための届出の受理について

報告第57号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第58号 令和3年岡崎市の農地の賃借料情報について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、4番 酒井 功二、6番 神谷 六雄
9番 近藤 健次、10番 成田 恭淑、12番 大竹 博久、16番 羽根田 正志
17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

(農地利用最適化推進委員)

27番 柴田 享、29番 中野 永太郎、31番 市川 真人、32番 加藤 春雄
34番 早川 勝英、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員)

3番 木俣 壽人、5番 柴田 若江、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要
11番 保田 眞吉、13番 加藤 健一、14番 内藤 六市、15番 二村 誓也
19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司
24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、28番 高木 政昭
30番 八田 導英、33番 新實 文夫、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ
主任主査 遠藤 研吾、主査 三矢 洋平、主事 栗生 大樹
農務課 主査 豊田 明都
中山間政策課 主任主査 河合 寿八

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は3番の木俣 壽人委員始め21名、出席は農業委員10名、推進委員7名です。です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは9番の近藤 健次委員と10番の成田 恭淑委員をお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第82号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

成田 委員：41番 調査日令和4年2月27日。本議案は、譲受人が経営規模拡大のため耕作している隣地の農地を取得したいものです。譲渡人は申請地を相続で取得し、譲受人に利用権で賃貸をしておりましたが、住所が県外で農地を耕作してもらうために譲渡する話がまとまったものです。譲受人には不耕作地及び貸し農地が無いことを確認しています。譲受人の耕作機械の保有状況は十分であり、作業人員も専業で農業をされていて問題無いと思います。申請地は田として耕作をしていく予定です。その他問題となる点はありませんので、調査員総合意見としては許可といたします。

舩 委員：42番 調査日令和4年2月26日。申請書記載事項の真否は真、当事者において合意ができていないかは、合意できている。譲受人が取得後に耕作することに支障無いと認められるかは、認められる。申請書の譲受又は譲渡理由は適当であるかは、適。地域農業との調和が図られ支障無いかは、無し。調査員総合意見としては許可。以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：42番についてお尋ねします。大変良い事だと思うのですが、プロジェクトの今の進捗状況について、いつから発足してどのような進捗状況でしょうか。試験栽培を行うという事ですが、畑にどのくらい木を植えてどの程度研究して、地域の方にどの程度漆を作っていただくか、今後の進捗の細かい計画があれば詳しく教えてください。また管理をしていく主体は森林組合でしょうか。岡崎市の職員が直接担当することは無いと思いますが、例えば森林組合に委託して清掃管理をしてもらうのか、どこが主体となって管理するのかを教えてください。

事務局：今年度から具体的にプロジェクトを始めておりまして、昨年11月18日に発足式を開催し、農業支援センターで苗の育成を行っている最中です。用地に植栽を進めていくのは今後の話で、事前に土壌の整備を行い今後どういう風に育っていくか試験をしているというまだ始まったばかりの状況です。今後植栽を進めるにあたって、地権者の方にお会いしたりして用地を提供していただける方を探している状況です。管理についてですが、地域商社が立ち上がりまして、地域商社の顧客や地元の方を巻き込んで管理をしていきたいと考えています。

酒井（功） 委員：管理は市が主になって管理費用は市が出すということですね。

事務局：市が予算を確保して管理費用を地域商社に支払う形で進めていきます。

酒井（功） 委員：漆を苗木から育てて実際に製品ができる木になるまでに何年くらいかりますか。

事務局：樹液が採れるまでに10から15年、20年位はかかると言われています。

酒井（功） 委員：長期を見据えてのことになると思いますが、あくまでも採算が取れないと林業の方は手を出しません。生育に時間がかかりますので、コストの関係や販売ルートについて、中山間政策課の方が農家と協議しながらどういう方向性にしていくのか、しっかりやらないと研究で終わってしまい税金が無駄になってしまいますので、きちんと製品になって岡崎のブランドになるように力を入れて頂きたいと願っています。

会長：他に御質問はございませんか。

近藤（靖） 委員：場所がちょうど中山間の山の中で近くにおりますが、資料に書いてある額田ブランド協議会という組織は森林組合や農協でもあまり話を聞いたことが無いのですが、組織ができていますか。

事務局：岡崎市額田ブランド協議会が設立されておりまして、かき氷街道とか鮎めし街道などを協議会の活動として行っています。

近藤（靖） 委員：協議会には農家を含んで活動しているのですか。

事務局：市やJ A、森林組合と事業者などが集まって協議会を形成しており、その中に漆部会を作りプロジェクトを管理しています。

会長：その他御質問がありましたらお願いします。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 83 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(特定農地貸付の承認申請について、議案書に沿って2件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

石川 委員：申請番号3番 調査年月日は令和4年2月24日。承認申請者の氏名は別紙議案書記載のとおりです。申請地は阿知和の工業団地に関係して拡げたいという橋のたもとにある農地です。市の道路拡幅工事の問題が出てきて、市民農園となっている農地の一部を工事に使うため区画割の変更をしたいという事で申請がされました。周辺農地への農業上の利用に支障を及ぼさないかについては適です。募集及び選考の方法は公正かつ適正であります。貸付規程に規定されている期間等が特定農地貸付の適正かつ円滑な実施を確保するのに有効なものです。自作地かどうかは自作地であります。よって、調査員総合意見は承認といたします。

市川 委員：申請番号4番 調査年月日は令和4年3月1日。承認申請者の氏名は別紙議案書記載のとおりです。本議案は、既存の市民農園に隣接する農地に新たに4区画を増設し、また道路拡張工事に伴う既存敷地の分筆及び転用のため地番及び面積を変更するものです。既存農地南側への増設による周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼしません。貸付協定書、特定農地貸付規程が整備され、募集及び選考の方法は公正かつ適正に実施されると確認できました。よって、調査員総合意見は承認といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

ます。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。次に議案第 84 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

早川 委員：申請番号 19 番 調査年月日は令和 4 年 2 月 24 日。本議案は、老夫婦と息子夫婦と孫の 6 名で生活されている方が、現在の住宅が築 60 年以上過ぎており、また孫の 1 人が結婚をされるため生活に手狭な家を別の所に移したいということで申請がありました。現場を確認した結果、特に問題になるような項目は無く、調査員総合意見として可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。次に議案第 85 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 9 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号 101 番 調査年月日は令和 4 年 2 月 28 日。申請当事者の氏名は別紙議案書記載のとおりです。転用の必要性、妥当性、確実性については、写真でご覧のとおり道路からだいぶ下がっており、農家の方も田ではなく畑にしたいという申請です。申請地の状況は田です。農地区分は第 2 種。貸借、地域農業への影響、被害防除、用排水等の関係は適です。よって、調査員総合意見としては許可といたします。

申請番号 102 番 調査年月日は令和 4 年 2 月 23 日。申請当事者の氏名は別紙議案書記載のとおりです。転用の必要性、妥当性、確実性については、周りが農地転用の許可を得て埋め立てて資材置場として利用している状況で、建築資材の置場が足りないということで農家の方と話がまとまって申請がされました。最寄りの集落からは 50m 以内。貸借はありません。地域農業への影響もありません。被害防除等も適ですので、調査員総合意見として許可といたします。

神谷 委員：申請番号 103 番 調査年月日は令和 4 年 2 月 27 日。申請地は昭和 62 年より先代の父が資材置場及び駐車場にして長年利用してきたとのことです。隣にはガソリンスタンドがあります。地目が田であることを知らなかったということで、後継者と地権者が始末書を添付し是正をするものです。申請人双方並びに隣地関係者に聞き取り調査をしましたが、今まで問題は無かったということでした。その他問題となる点はありませんでした。よって、調査員総合意見として許可といたします。

申請番号 104 番 調査年月日は令和 4 年 2 月 27 日。本議案は、譲受人が貸店舗で接骨院を経営されており、業務拡大に伴い申請地を鍼灸接骨院と駐車場として利用したいという申請です。申請地は先月に案件があった場所のすぐ隣で市街地の中にあります。隣地関係者並びに町関係者らに聞き取りをさせていただきました。周囲は市道と宅地に囲まれ農業への影響ほか調査事項は問題無いことを確認しています。その他問題となる点はありませんでした。よって、調査員総合意見として許可といたします。

成田 委員：申請番号 105 番 調査年月日は令和 4 年 2 月 27 日。本議案は所有権を移転するもので、岡崎市が矢作町地内で実施している矢作川右岸道路整備事業で住宅を移転することが必要になったため、申請地に自己用住宅を建築するものになります。申請地は田となっていますが、隣地の方の了解も得ていますし、排水についても問題はありません。地域農業への被害防除措置についても問題ありません。その他注意事項もありません。よって、調査員総合意見として許可といたします。

大竹 委員：申請番号 106 番 調査年月日は令和 4 年 3 月 1 日。申請当事者の氏名は議案書記載のとおりです。申請事由は、現在夫婦と子供 3 人と両親の合計 7 人で実家に暮らしていて、3 人の子供の成長により実家に同居するのが手狭であるため分家住宅を建てたいという申請です。住宅を建設する息子さんは実家からできるだけ近い土地を探していましたが希望する物件に恵まれず、この度父親の土地を提供してもらったということになります。分家住宅の建設にあたり転用の必要性、確実性、妥当性は適です。申請地の状況ですが、奥の一部に土砂が置かれていました。許可前に土を入れたということで始末書の添付がされています。農地区分は第 2 種農地。市街地に隣接する農地で、最寄りの集落端から 50m 以内。貸借の有無はありません。地域農業への影響は無く、被害防除措置及び用排水関係は適切です。その他注意事項はありません。調査員総合意見としては許可といたします。

柴田（亨） 委員：申請番号 107 番 調査年月日は令和 4 年 2 月 28 日。本議案は、祖父の土地に孫娘が分家住宅を建てるものです。申請地の一部に昭和 4 年に建てた納屋が建っています。よって始末書が添付されています。申請の必要性、妥当性、確実性は適。申請地の状況は畑。農地区分は第 2 種で集落内にあります。貸借の有無、地域農業への影響はともにありません。被害防除措置、用排水関係事項は両方ともに適。よって、調査員総合意見として許可といたします。

中野 委員：申請番号 108 番 調査年月日は令和 4 年 2 月 25 日。本申請は、親の土地を借り受けて分家住宅を建てたいというもので、集落内の土地を借り受けて建てるものですから、地域農業への影響も無いですし、用排水も適切ですので、調査員総合意見として許可といたします。

山内 委員：申請番号 109 番 調査年月日は令和 4 年 2 月 28 日。本議案は、地元で道路建設業を営んでいる会社が、事務所倉庫の隣接地に従業員駐車場を作りたいという申請です。既にバラスが敷かれて駐車場として利用されていますので、これを是正するということが今回の申請に至りました。周辺農地への影響は無いことを確認し、排水等についても確認しました。よって、調査員総合意見として許可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。ただし、申請番号 101 番については転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち許可するものとします。次に議案第 86 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

加藤（春） 委員：申請番号 18 番 調査年月日令和 4 年 2 月 28 日。農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、相続人が自作を行っていくものです。当事者の氏名は別紙議案書記載のとおりです。申請地の確認及び本人への聞き取りをしたとこ

ろ相続人が申請地の耕作を行っていることが確認できています。よって、調査員総合意見として可としたいと思います。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものといたします。次に議案第 87 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

近藤(健) 委員：申請番号 16 番 調査年月日令和 4 年 2 月 27 日。本議案は、怪我により農業に従事することができなくなったことによるものです。申請者等に聞き取りを行ったところ、申請者は経営主として年間 200 日程度農業を行っていたことを確認できました。本人だけでなく家族に指示をしながら農業をしていたということです。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見として可といたします。

市川 委員：申請番号 17 番 調査年月日令和 4 年 2 月 26 日。申出事由が生じた方の氏名は別紙議案書のとおりです。本議案は、買取申出事由の生じた経営主の母が令和 3 年 12 月に死亡により農業に従事する事ができなくなったことによるものです。申請者本人に聞き取り調査をしたところ、対象の方は経営主の長男と一緒に年間 200 日程度農作業を行っていたことを確認できています。よって、一定割合以上従事している者に該当しますので、調査員総合意見として可といたします。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものいたします。次に議案第 88 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画についてについて、議案書に沿って 8 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に議案第 89 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

6 件

現況証明願について	2 件
農地の改良のための届出の受理について	1 件
農地の転用のための届出の受理について	7 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	31 件
令和3年度岡崎市の農地の賃借料情報について	

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：報告とは別の事でお聞きしたいのですが、新規就農について若い人が参入しているとテレビで報道があるのですが、農協さんも農地を利用して新しい人を教育する新規就農の取り組みをしていますけど、それを支援する岡崎市、行政関係の方は相談があったときは親切に乗っていただくことが一番大事だと思います。出来ること出来ないことはあるかと思いますが、なるべくできる方向で考えて頂きたいと思います。今後新規就農者に対する行政の体制というものを冷たい返事ではなく、今までとは違った流れになっていると思いますので、なるべく親切に対応して農協さんなどの関係機関ともよく連絡を取って1人でも2人でも就農が増えるようにしていただきたいと思います。お聞きしたいのは、今年度新規就農をしたいと手を挙げた方はどの程度増減しているのか、データがあったら教えて頂きたいです。

事務局：農業委員会では新規就農者の動向は掴んでいないのですが、農務課で新規就農者の相談窓口として、どういった状況で就農したいかといった情報について愛知県と情報共有しながら支援をしております。そうした情報からだいたいの数値を出せると思いますので、次の総会で改めて答えさせていただくということでしょうか。

酒井（功） 委員：きちんと整理をしていただいて、なるべく1人でも2人でも3人でも、岡崎で農業をしたいという人がありましたら、協力していただけるよう、我々農業委員会としても一生懸命支援していきますのでよろしくお願いいたします。

会長：そのほか御質問がありましたらお願いします。

（なし）

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 28 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（9番）

岡崎市農業委員会委員（10番）